

令和7年第1回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和7年2月21日

愛北広域事務組合議会

令和7年第1回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和7年2月21日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
2月21日（金）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開 会</li> <li>○ 会議録署名議員の指名</li> <li>○ 会期の決定</li> <li>○ 諸般の報告</li> <li>○ 議案審議 <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第1号から議案第3号を一括説明</li> </ul> </li> <li style="padding-left: 40px;">精 読</li> <li style="padding-left: 40px;">（議案ごとに）</li> <li style="padding-left: 40px;">質 疑</li> <li style="padding-left: 40px;">討 論</li> <li style="padding-left: 40px;">採 決</li> <li>議案第4号の説明</li> <li style="padding-left: 40px;">精 読</li> <li style="padding-left: 40px;">質 疑</li> <li style="padding-left: 40px;">討 論</li> <li style="padding-left: 40px;">採 決</li> <li>○ 令和7年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等について <ul style="list-style-type: none"> <li>採 決</li> </ul> </li> <li>○ 閉 会</li> </ul>

令和7年第1回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和7年2月21日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第1号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

議案第2号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

議案第3号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について

議案第4号 令和7年度愛北広域事務組合一般会計予算

令和7年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等について

会議に出席した者の氏名

第1番	社本 與七 君	第2番	松本 佳子 君
第3番	齊木 一三 君	第4番	杉浦 敏男 君
第5番	間宮 幹男 君	第6番	荒木 孝三 君
第7番	小川 隆広 君	第8番	島田 亜紀 君
第9番	畑 竜介 君	第10番	沼 靖子 君
第11番	大沢 秀教 君	第12番	東 猴史 紘 君
第13番	片山 裕之 君	第14番	石原 資泰 君
第15番	長尾 光春 君	第16番	須賀 博昭 君
第17番	木村 冬樹 君	第18番	片岡 健一郎 君
第19番	谷 平敬子 君	第20番	水野 忠三 君
第21番	堀江 珠恵 君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	久保田 桂朗 君	代表副管理者	澤田 和延 君
会計管理者	若森 豊子 君	事務局長	小松 浩 君

業 務 課 長	村 瀬	猛 君	事 務 局 員	新 原 達 也 君
事 務 局 員	平 野 勝 庸 君		事 務 局 員	伊 藤 新 治 君
事 務 局 員	佐 橋 竜 午 君		事 務 局 員	長 谷 川 明 夫 君

(開会 午後 2時00分)

○議長 (杉浦敏男君)

それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和7年第1回愛北広域事務組合議会定例会を始めたいと思います。

開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日ここに2月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には何かとお忙し  
い中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております案件は、条例に関する議案が3議案、令和7年度愛北  
広域事務組合一般会計予算についてであります。

慎重なる審議を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではございますが、開会  
の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いたします。

ここで、管理者であります久保田岩倉市長からご挨拶をいただきたいと思  
います。よろしくお願いたします。

○管理者 (久保田桂朗君)

改めまして、皆様、こんにちは。

私からも開会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日は大変お忙しい中、令和7年第1回議会定例会にご出席を賜り、誠に  
ありがとうございます。

本定例会に提出させていただく議案につきましては、愛北広域事務組合職員の勤務時  
間、休暇等に関する条例の一部改正をはじめ、3件の条例改正と令和7年度愛北広域事  
務組合一般会計予算であります。

慎重にご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げ、簡単ではござ  
いますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長 (杉浦敏男君)

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより令和7年第1回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程については、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、1番 社本  
與七議員、13番 片山裕之議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期については、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お  
手元に配付しました会期日程案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致  
を見ております。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(杉浦敏男君)

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告を申し上げます。

次に、監査委員から、令和6年11月、12月分に関する例月出納検査の結果報告がありました。その内容については、お手元に配付したとおりであります。

次に、愛北クリーンセンターと尾張北部聖苑の公害防止基準及び環境調査結果、そして愛北広域事務組合についての主な経過報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第1号から日程第6、議案第3号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

久保田岩倉市長。

○管理者(久保田桂朗君)

議案第1号から議案第3号について一括でご説明させていただきます。

初めに、議案第1号についてご説明させていただきます。

議案第1号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正については、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に基づき、改正する必要があるからでございます。

次に、議案第2号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、改正する必要があるからでございます。

最後に、議案第3号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与改定及び刑法等の一部を改正する法律の施行に基づき、改正する必要があるからでございます。

概要につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長(杉浦敏男君)

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、ただいまより議案第1号から議案第3号まで、続けてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まずお手元に条例の一部改正と見出しのある議案第1号に関する条例の一部改正の見出しの資料をお願いいたします。

それでは、議案第1号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

改正理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に基づき、改正するものでございます。

主な内容につきましては、1の超過勤務の免除の対象となる子の範囲拡充は、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するため、現在の対象範囲の3歳に満たない子から小学校就学前の子とするものでございます。

2の仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備は、介護離職防止のための両立支援制度を強化するもので、(1)の両立支援制度等の個別の周知・意向確認は、職員が家族の介護に直面した旨の申出をした場合に、職員に両立支援制度等に関する情報を知らせるとともに、意向確認を義務とするものでございます。

(2)の早期の情報提供は、介護に直面する前の早い段階から職員に対し両立支援制度等の情報提供を義務とするものです。

(3)の職場環境の整備は、研修や相談窓口の設置等により両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備を義務とするものです。

施行期日等につきましては、この条例は、令和7年4月1日から施行するものです。

次に、ページを2枚はねていただきまして、愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（案）をお願いいたします。

この条例（案）による改正条文につきましては、ただいま主要内容でご説明した内容に改めるものでございます。

後ろ、3ページから6ページが新旧対照表となりますので、後ほどご確認をお願いいたしまして、改正条文の説明は割愛をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、1ページ、条例（案）をお願いいたします。下段をお願いいたします。

附則になります。

この条例（案）の附則につきましては、第1項では、この条例は令和7年4月1日から施行すること。ただし、第2項は公布の日から施行すること。

第2項では、経過措置といたしまして、時間外勤務制限開始日が施行の日以後の場合

は、施行の日の前においても条例第8条の3第2項の請求を行うことができることを定めるものでございます。

以上で、議案第1号 愛北広域事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

同じくお手元にご覧いただけます条例の一部改正と見出しのある資料をお願いいたします。

改正理由は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律に基づき、改正するものです。

主な内容につきましては、愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例第22条第3項中の非常勤職員の部分休業の取得時間を定める条文中の引用条項を整理するものでございます。

施行期日等につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

次に、ページを2枚はねていただきまして、愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）をお願いいたします。

この条例（案）による改正条文につきましても、先ほど主な内容でご説明をした内容に改めるものでございます。

次の2ページ、こちらに新旧対照表をつけさせていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたしまして、改正条文の説明は割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、1ページに戻っていただきまして、附則をお願いいたします。

この条例の附則につきましては、この条例は令和7年4月1日から施行することを定めるものでございます。

以上で、議案第2号 愛北広域事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についての説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正について説明をさせていただきます。

同じように、条例の一部改正と見出しのある資料をお願いいたします。

改正理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定と刑法等の一部を改正する法律の施行に基づき、改正するものです。

主な内容につきましては、今回の改正は4条立てとなっております、全体で3件の条例の改正を行うものでございます。

第1条関係は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正で、（1）の給与表の改定は号給の最低水準の引上げ、職責重視の号給体系とするものでございます。

（2）の扶養手当の金額等の改正は、配偶者に係る手当を廃止し、その原資を使って

子に係る手当を増額するものでございます。

(3) の地域手当の支給割合の改正は、支給割合を5段階に区分し、都道府県単位に広域化するものでございます。

(4) の住居手当の支給対象者の改正は、現在支給されていない定年前再任用短時間勤務職員等を支給対象とするものです。

(5) の通勤手当の支給限度額の改正は、支給限度額を月15万円に引き上げるものです。

(6) の管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の改正は、管理職の特別支給対象時間帯を拡大するものです。

第2条関係は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の文言修正で、「禁錮」を「拘禁刑」に改めるものでございます。

第3条関係は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、令和5年2月27日付条例第5号の附則第9条第7号の一部改正で、暫定再任用職員が適用除外となっている住居手当を支給可能にするとともに、条項を整理するものです。

第4条関係は、愛北広域事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の時間当たりの報酬額の積算で使用される率「100分の6」を「地域手当相当額」に改めるものです。

施行期日等につきましては、第1条、第3条及び第4条関係は、令和7年4月1日から施行し、第2条関係は、令和7年6月1日から施行するものです。

裏面をお願いいたします。

こちらは、第1条関係の参考となります。

2の扶養手当の支給対象、支給金額につきましては、現行6,500円の配偶者に係る手当を令和8年度に廃止し、一方で、現行1人当たり1万円の子に係る手当を令和8年度までに1万3,000円へ引上げとなります。

次に、3の地域手当の支給割合につきましては、現行6%を令和7年度7%、令和8年度以降8%へ引上げとなります。

次に、6の管理職員特別勤務手当の支給対象時間の拡大につきましては、現行が午前0時から午前5時までとなっている対象時間帯が午後10時から午前5時までとなります。

次に、7の組合職員への影響額につきましては、(1)の地域手当改正による月額影響額は、職員で月額1人当たり平均3,960円の増額、再任用職員で月額1人当たり平均1,760円の増額となり、全体としては年間で約23万2,000円の増額となります。

(2)の扶養手当改正対象者は職員1名、(3)の住居手当改正対象者は再任用職員1名でございます。

ページを1枚はねていただきまして、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（案）をお願いいたします。

この条例（案）による改正条文につきましては、先ほど主な内容でご説明をさせていただいた内容に改めるものであり、後ろの13ページから36ページが新旧対照表となりますので、後ほどご確認をお願いいたしまして、こちらも改正条文の説明は割愛させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、条例（案）の7ページをお願いいたします。

附則になります。

この条例（案）の附則につきましては、第1項では、この条例は令和7年4月1日から施行すること。ただし、第2条は令和7年6月1日から施行すること。

第2項では、号給の切替えは、切替日の令和7年4月1日の前日の号給に応じて附則別表に定める号給とすること。

第3項では、切替日の前に級を異動した職員の新しい号給は、切替日の異動との均衡上、管理者の定めるところにより必要な調整を行うことができること。

第4項では、扶養手当の経過措置といたしまして、支給金額を切替日から令和8年3月31日までの間については、子は1万1,500円、配偶者は3,000円とすること。

第5項では、地域手当の経過措置として、支給割合を切替日から令和8年3月31日までの間については「100分の8」を「100分の7」とすること。

第6項では、期末手当の経過措置として、禁錮以上の犯罪による起訴については拘禁刑以上の犯罪とみなすこと。

続けて、裏面8ページをお願いいたします。

第7項では、規則への委任として、附則の第2項から第6項のほかに必要な経過措置は、管理者が規則で定めることを定めるものでございます。

以上で、議案第3号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例等の一部改正についての説明とさせていただきます。

以上、議案第1号から議案第3号までの一括の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

以上で提案説明が終わりました。

議案精読のため暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時30分）

○議長（杉浦敏男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第1号から議案第3号の議案審議を行います。

議案審議は議案ごとに行います。

初めに、議案第1号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

よろしいですか。

(質疑なし)

○議長(杉浦敏男君)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第1号について討論を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(杉浦敏男君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第1号の採決に入ります。

本案件については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長(杉浦敏男君)

異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長(杉浦敏男君)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第2号について討論を許します。

討論はありませんか。

(討論なし)

○議長(杉浦敏男君)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第2号の採決に入ります。

本案件について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

○議長（杉浦敏男君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第3号について討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（杉浦敏男君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

続きまして、日程第7、議案第4号 令和7年度愛北広域事務組合一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 久保田岩倉市長。

○管理者（久保田桂朗君）

議案第4号につきましてご説明させていただきます。

議案第4号 令和7年度愛北広域事務組合一般会計予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ7億3,583万8,000円と定めるものでございます。

概要につきましては、事務局長に説明をさせますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、私から議案第4号 令和7年度愛北広域事務組合一般会計予算の説明をさせていただきます。

お手元の当初予算と見出しのある資料をお願いいたします。

予算概要につきましては、歳入歳出予算総額は7億3,583万8,000円で、前年度と比較いたしまして1億6,087万3,000円の増額となります。

次に、主な新規事業等の概要につきまして説明させていただきます。

保健衛生費では、告別室・収骨室照明器具取替修繕として383万5,260円を計上しています。

これは、尾張北部聖苑の告別室及び収骨室の照明器具本体の経年劣化により、照明の点灯不良が生じていること、また電気料金の節約のため、照明器具本体をLEDタイプに切り替えるものでございます。

次に、その下にございます残骨灰処理業務委託料として449万1,000円を計上しています。

これは、本年2月に更新した尾張北部聖苑の火葬等業務の委託の内容に残骨灰処理業務が含まれていないため、今までと同様の残骨灰処理に加え、選別した有価物を精錬後に当組合に返還する業務を新たに委託するものでございます。

裏面をお願いいたします。

次に、火葬炉オーバーホール工事として4,294万4,000円を計上しています。これは火葬炉機能を延命化するため、これまでも約10年程度をめぐりに炉を分解して劣化した耐火物の積替え、点火トランスや主燃バーナーの取替えなど火葬炉全体の機能の回復を図るものです。

また、10炉全てのオーバーホールを計画的に行うこととしておりまして、今年度は1炉を既に実施させていただいておりますが、令和7年度から令和9年度までは毎年度3炉の実施を予定しております。

続きまして、清掃費では、愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託料として3億2,359万8,000円を計上しています。

これは、し尿及び浄化槽汚泥の処理の経費節減を図り、効率的で安定した管理運営を委託するものです。契約等につきましては、既に昨年5月に設置した愛北広域事務組合プロポーザル方式業者選定委員会で選定等を行い、現在の受託業者である株式会社西原環境と令和6年10月31日に委託期間を令和6年11月1日から令和12年3月31日、履行期間を令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とし、契約金額16億1,799万円、業務内容は記載の(1)から(4)のとおりの内容として契約を締結しております。

また、今回の履行期間における主な工事概要につきましては、愛北クリーンセンターのロードマップであります現在の施設や設備を延命しながら暫定投入を令和24年度まで継続し、令和25年度から五条川右岸浄化センターへ直接投入を行うことを実現するため、令和7年度からの5年間で設備等の延命化のため、特に優先的に行う必要がある更新工事等を掲載しております。

初めに、（１）のコントロールセンターユニット等更新工事の約５，３８０万円は、し尿処理工程で使用するモーターやポンプなどの制御・保護・監視を行う部品が期待寿命を超えて使用しているため、更新を行うものです。

次に、（２）の自家発電設備更新工事の約３，８５０万円は、停電時に脱臭装置等の運転を継続するための電気を供給する非常用発電装置が期待寿命を超えて使用しているため、更新を行うものです。

次に、（３）のシーケンサー更新工事の約５，５８０万円は、し尿処理工程監視システムで、データログシステムからの指示でシステムを制御するシーケンサーが期待寿命を超えて使用しているため、更新を行うものです。

次に、（４）の硝化脱窒素槽防食被覆改修工事の約１億５，３３０万円は、令和４年度に実施した劣化度調査の報告を踏まえ、必要な改修工事を行うものです。

これらの更新工事等につきましては、し尿及び浄化槽汚泥処理の業務に影響がないよう、令和７年度から令和１１年度の５年間で計画的に実施してまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは次に、事業費ごとに予算の概要について説明をさせていただきますので、予算書の後ろにつけてございます予算説明書をお願いいたします。

初めに、歳出から説明をさせていただきますので、この予算説明書の１０ページ、１１ページをお願いいたします。

款１項１目１議会費です。予算額は１５４万４，０００円で、前年度比８，０００円の増額です。

増額の主な理由は、節１２委託料の会議録文字化委託料で、物価高の影響により録音反訳代等の値上げによるものでございます。

次に、１２ページ、１３ページをお願いいたします。

款２項１目１一般管理費です。予算額は５，２０８万６，０００円で、前年度比５３万８，０００円の増額です。

増額の主な理由といたしまして、大きく増減のあるものについて説明させていただきます。

令和６年人事院勧告の給与の引上げに伴いまして、人件費に関しましては、節２給料は１８万円の増額、節３職員手当等は約４９万円の増額、節４共済費は約１３万円の増額。

次に、１４ページ、１５ページをお願いいたします。

節１０需用費でございます。需用費では、修繕料で今年度実施した応接室壁床クロス等張替修繕が完了したことにより、約５４万円の減額。

次に、１６ページ、１７ページ、中段をお願いいたします。

こちらは節１１役務費になりますが、役務費では手数料で金融機関事務取扱手数料の

月数等が増えたことにより、約10万円の増額。

次に、18ページ、19ページをお願いいたします。

上段になります。

節12委託料になりますが、管理棟玄関石綿事前調査委託料は、こちらは愛北クリーンセンターの管理棟玄関ポーチ、柱等の修繕を行うために事前に必要な石綿の確認調査のため、19万8,000円を新規で計上しております。

次に、節13使用料及び賃借料では、事務機器借上料で半導体不足や物価高によるパソコン等の借上料の値上げにより、約15万円を増額しているといったことによるものでございます。

次に、20ページ、21ページをお願いいたします。

款2項2目1監査委員費です。予算額は13万8,000円で、前年度と同額となります。

次に、22ページ、23ページをお願いいたします。

款3項1目1火葬場事業運営費です。予算額は2億3,203万2,000円で、前年度比3,038万8,000円の増額となっております。

増額の主な理由といたしまして、大きく増減のあるものにつきましては、先ほどと同様でございますが、令和6年の人事院勧告の給与の引上げに伴いまして、人件費では節2給料は約5万円の増額、節3職員手当等は約10万円の増額、節4共済費は約5万円の増額となっております。

次に、節10需用費になりますが、24ページ、25ページをお願いいたします。

中段になりますが、中段の燃料費と下段にあります光熱水費、こちらでは今後の燃料等の価格については予想が大変難しい状況でございますが、今年度の燃料等の価格の推移と使用実績を踏まえまして、燃料費で約54万円の減額、光熱水費で96万円の減額となっております。

次に、26ページ、27ページをお願いいたします。

上段にございます修繕料で、今年度の保守点検の結果等を踏まえまして、施設の維持管理に必要な修繕を行わせていただきますが、こちらで約148万円の減額となっております。

次に、28ページ、29ページをお願いいたします。

中段の節12委託料では、主な新規事業等の概要でご説明をさせていただきましたが、残骨灰処理業務委託料で449万1,000円を新規で計上させていただいております。

次に、節13使用料及び賃借料ですが、30ページ、31ページ中段をお願いいたします。

中段の貸金庫使用料は、残骨灰処理業務による有価物を売払いまで安全に保管するため、1万4,000円を新規で計上させていただいております。

節14 工事請負費では、こちらも主な新規事業等の概要でご説明をさせていただきました3炉分の火葬炉オーバーホール工事で約2,745万円の増額となっております。

節18 負担金補助及び交付金では、令和6年人事院勧告の給与改定の影響によりまして、派遣職員給与負担金で約82万円の増額となっております。

以上のことによる増額となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、32ページ、33ページをお願いいたします。

款3項2目1 し尿処理場運営費です。予算額は4億4,003万8,000円で、前年度比1億2,993万9,000円の増額です。

増額の主な理由といたしまして、大きく増減のあるものにつきましては、こちらも令和6年人事院勧告の給与の引上げに伴いまして、人件費におきましては、節2 給料は約8万円の増額、節3 職員手当等は約18万円の増額、節4 共済費は9万円の増額となっております。

次に、節8 旅費では、令和7年度は愛北クリーンセンターの公害防止委員会の行政視察のため、特別旅費で1万2,000円、費用弁償で6万6,000円を新規で計上させていただきます。

次に、34ページ、35ページをお願いいたします。

上段の節12 委託料、こちらの沈砂等、脱水汚泥、し渣汚泥の運搬及び処分委託料では、物価高による燃料費や人件費等の経費上昇の影響によりまして、約295万円の増額、また、主な新規事業等の概要でご説明させていただきました愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託料で約1億2,721万円の増額となっております。

節18 負担金補助及び交付金の岩倉市に対する交付金では、組合所有の土地の一部が岩倉市の市道として認定されたことにより、約23万円の減額、五条川右岸浄化センター負担金では、愛知県による契約単価の見直しにより、契約単価が前年度と比較いたしまして6.6円安価となったことにより、約46万円の減額をしていることなどによるものでございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について説明させていただきますので、予算説明資料2ページ、3ページにお戻りください。

款1項1目1 負担金です。予算額6億8,526万9,000円、前年度比1億6,109万9,000円の増額となっております。

各市町の各区分の負担額につきましては、3ページの説明欄をご覧いただきたいと思いますと思いますが、増額の主な理由といたしまして、節3 火葬場事業運営費負担金では、主な新規事業等の概要及び歳出でご説明いたしました残骨灰処理業務委託料と火葬炉オーバーホール工事で約3,200万円の増額。

次に、節4 し尿処理場運営費負担金では、こちらも同様に主な新規事業等の概要及び

歳出でご説明をさせていただきましたが、愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託料で約1億2,800万円の増額となっていることによるものでございます。

次に、4ページ、5ページをお願いいたします。

款2項1目1衛生使用料です。予算額2,751万円、前年度比51万3,000円の減額です。

減額の主な理由といたしまして、人口減少と高齢化が進む中、医療の進歩や健康意識の高まり、コロナ禍による葬儀等の考え方の変化、また今年度の利用状況等を踏まえまして、微減で計上させていただいたことによるものでございます。

次に、ページを2枚はねていただきまして、8ページ、9ページをお願いいたします。

款5項1目1繰越金です。予算額2,243万円で、令和6年度の繰越し見込みにより、前年度比33万円の増額となっております。

次に、その下、款6項1目1雑入でございます。予算額16万8,000円で、前年度比4万4,000円の減額です。

この減額の主な理由といたしましては、火葬場事業雑入で尾張北部聖苑に設置されました自動販売機が使用する電気等の使用量が、今年度令和6年度の実績が見込みより少ないことが分かりましたので、減額とさせていただいております。

歳入の説明は以上となります。

以上で、議案第4号 令和7年度愛北広域事務組合一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

以上で提案説明が終わりました。

議案精読のため暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時53分）

（再開 午後 3時05分）

○議長（杉浦敏男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第4号の議案審議を行います。

議案第4号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

20番 水野議員。

○20番（水野忠三君）

20番 水野忠三でございます。

予算説明書29ページ、節12委託料の中の最後に記載があります残骨灰処理業務委

託料についてお伺いをさせていただきます。

先ほどの説明でもございましたが、この残骨灰処理業務委託料、今回新規事業として設定されるということで、これまで従前はどうかされていたのか、そしてこの残骨灰処理業務委託料を新たに行うことになった経緯について、もう少し詳しくご説明をお願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

今現在、現行では組合といたしまして、この残骨灰の処理に関しましては、この残骨灰に含まれておりますと想定されております有価物につきましては、残骨灰の処理費用と有価物の売却益を相殺して対応しているということでございます。

そういう考えでございましたが、令和4年に犬山市と江南市からこの残骨灰の取扱いに関する申出書が提出されまして、それによりまして理事者会で検討し、最終的には令和5年7月に全員協議会におきまして、皆様にもご報告し、この残骨灰の取扱いに関する方針といたしまして、残骨灰の処理を火葬等業務から切り離して新たに有価物を返却する形の業務として新たに委託していくということで来年度から始めさせていただくという形となっておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

水野議員、よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

沼議員。

○10番（沼 靖子君）

10番 沼靖子と申します。

先ほどの主な新規事業でもご説明いただきましたが、3款2項1目の愛北クリーンセンター施設包括管理運営業務委託料、一般会計予算説明書でいきますと34、35ページになります。

そちらでこの各工事を5年の中で進行させていくわけではありますが、この長期契約の中で、恐らく社会情勢だったり経済状況の変化が想定されます。そういったことへの対応策などはどのようにお考えになっているか、質疑いたします。お願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

愛北クリーンセンターの施設包括管理運営業務委託料の中のこの5年間で計画してお

りますけれども、この5年間で、今後、今ご質問のあったように、いわゆる燃料費、人件費のやはり値上げ等、そういった影響もあるかと考えられますので、その辺りはある程度考慮して予算計上をさせていただいているところでございますが、いずれにしましても、その状況、またその内容によってかなりそれがこの今計画している内容で対応できるかどうか、受託業者とも協議をして、できるだけこの範囲内で対応できるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

沼議員、よろしいですか。

○10番（沼 靖子君）

はい。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

木村議員。

○17番（木村冬樹君）

17番 木村冬樹です。

私からも、今回予算には委託料等で比較的大きな変化がありますので、理解を深めるという意味で質疑をさせていただきます。

1つは、予算説明資料の18ページ、19ページの委託料の最後にあります管理棟玄関石綿事前調査委託料についてお聞かせください。

説明で大体理解はできているわけですが、玄関の部分の更新工事等を行うに当たって、あらかじめこの調査が必要だということでもあります。このアスベストの含有については、なかなか建築の年度によって含まれている可能性があるということではありますが、これをやらなければならないという法令の決まりといたしますか、少しその内容について説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

こちらのアスベストの事前調査でございますが、こちらにつきましては、労働安全衛生法に基づきましてアスベストの安全な取扱いと障害予防について基準を定める石綿障害予防規則というもの、これに基づきまして2023年10月からは、建物工作物解体改修工事を行う際には、工事の規模、あと請負金額に関わらず、事前調査を法令で行うものと義務づけられております。そのため、今回、組合としてもこの事前調査の実施についてお願いをするものでございますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

木村議員。

○17番（木村冬樹君）

はい、分かりました。

続きまして、私も28ページ、29ページの残骨灰処理業務委託料についてお聞かせください。

この関係で集塵用ホースだとか貸金庫の使用料とかが計上されているわけでありまして。それで、この委託先の選定方法というのがどういうやり方でやるのかということと、併せてその永代供養先までの対応もしなきゃいけないということでありまして、どのぐらいの業者が考えられるのか、応募を見込めるのかという点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

残骨灰処理業務の業者選定などにつきましては、少しご説明をさせていただきましたが、今までと同様の処理業務に加えまして、有価物を精錬後に組合に返還するという内容、ただその業者選定におきましては、やはり環境に配慮した適切な処理ができ、故人の尊厳と遺族の心情等に配慮する、今少しございました永代供養をすることができる、さらにやはり実績と信頼のできる業者を選定してまいりたいというふうに考えております。

業者の数につきましては、なかなか何業者ということは申し上げにくいんですけども、できる限り今ご説明した内容をしっかりと業務を行える業者を選定してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

木村議員。

○17番（木村冬樹君）

はい、分かりました。

もちろん今言ったような業者を選定しなきゃいけないですけど、選定方法は入札とかプロポーザルとかあると思いますけど、ちょっと教えてください。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

業者の選定につきましては、指名競争入札を予定させていただいております。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

木村議員。

○17番（木村冬樹君）

すみません、もう一点だけ。

34、35ページになります。私も愛北クリーンセンターの施設包括管理運營業務委託料についてお聞かせいただきたいと思います。

この金額がやっぱり非常に上がるということで、昨年同比でも1億3,000万円ぐらいの増ということで、電気料金を昨年度は精算が行われたということもありまして、それをさらに上回る委託料ということで、大きくは人件費や電気料金だとか燃料費もあると思いますけど、最大の要因は工事を含めて委託をしていくという内容だと思います。

それで、幾つかのこの履行期間中の工事の概要については説明がありましたが、令和7年度はどういった工事を予定しているのか、この点についてお聞かせください。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

令和7年度、今予定しております修繕工事等について少しご説明させていただきます。

令和7年度実施予定のまず修繕でございますが、破砕機、遠心濃縮機、脱水機、ブロワー、前処理機、コンベヤーといった今のところ6つの機器のオーバーホールを予定させていただきます。

また、工事につきましては、消火栓ポンプユニットの更新工事、トラックスケール改修工事、搬入道路等舗装改修工事、搬入オートドアエンジンユニットの更新工事、この4つの工事を現在予定させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

木村議員、よろしかったですか。

○17番（木村冬樹君）

はい。

○議長（杉浦敏男君）

ほかに質疑のある方。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

社本議員。

○1番（社本與七君）

1番議席の社本でございます。

残骨灰のお話がありました。29ページの私も残骨灰の処理に関しましての確認でございますが、まず現在残骨灰に関しましては、多分福井県の清大寺か何かにご供養され、永代供養ということで持っていかれているかと思っております。今後の残骨灰の処理業務が分

割されてくるということですので、その都度、残骨灰の処理業務を委託するところは変わっていくと、その残骨灰の永代供養先も変わっていくというふうに以前お聞きしましたのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

はい。処理する業者が変われば永代する場所も変わってくるかと考えられますので、そのような理解でと考えております。

○議長（杉浦敏男君）

よろしいですか。

○1番（社本與七君）

はい。

○議長（杉浦敏男君）

ほかに質疑はありますか。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

大沢議員。

○11番（大沢秀教君）

11番の大沢でございます。

私からも令和7年度の一般会計予算について1件質疑させていただきます。

3款1項1目14節の工事請負費です。

当初予算の新規事業等の概要のところにもありますが、火葬炉のオーバーホール工事4,294万4,000円。現地を視察させていただいたときにもご説明をいただきましたし、火葬炉延命化のために計画的に10基全てオーバーホールをされるということで、令和7年度は3基ということで予算計上がされています。安全に運転していただくためにオーバーホールをしていただくというのはもちろん最重要で必要な事業だというふうに認識するわけですが、6年度、7年度、8年度、9年度ということで、10基全て終わると10年をめどに延命をすることになると、令和10年度から10年やったとして19年までは当然使うということになると、尾張北部聖苑自体が平成元年から供用開始ですので、もう49年その場所で稼働し続けるということになるわけです。

当然、地元の皆さんとそういうことについては、公害防止委員会、それから先ほども代表者会の中であったんですけども、協定についてのお話もされていると思いますが、予算を認めていくに当たっては、私ども犬山市としては、地元の皆さんの理解、令和19年までは少なくともあり続けると。50年になるわけですが、協定書の中でそこまでの、後ろをどこまで使うというのは絶対協定書には表していないと思いますので、

その辺りを住民の皆さんとお話をしているか、していなければ、これからそういうお話を地元の皆さんとしていただきたいと思うわけですが、その辺りのお考えについてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

今ご質問にございましたように、尾張北部聖苑の施設の寿命というのも当然認識しているところでございますが、地元の善師野区の皆様とは、公害防止委員会以外にもいろいろと機会あるごとにお話をさせていただいて、次の施設のお話はその時点ではまだ今のところ出ておりませんが、当然あの施設の更新に関しては考えていかないと、方針も含めて、今後検討をすべき大きな課題であるというふうに認識しておりますので、機会あるごとに地元の皆様には今後の施設に対する意見等もいただきまして、また公害防止委員会では施設の更新に向けてといたしますか、新しく更新をされたような火葬施設を一緒に見せていただいて、尾張北部聖苑の今後についてどうしていくかといったような意見交換も図ってまいりたいと考えておりますので、またそういった機会があれば、ぜひともしっかりと寄り添いながら地区の皆様の意見を聞いて検討してまいりたいというふうに考えております。

ただ、現状でございますけれども、オーバーホールを進めまして、今ご質問のあったように令和20年、できれば大体ほかの更新施設のお話を聞くとプラス10年というようなお話も聞いております。ただ、そこまでできるかどうかはまた別の問題でございますので、今のところ令和20年をめどに今の施設の今後の方針については、しっかり10年前ぐらいには少し研究、検討を始めたというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

よろしいですか。

ほかにご質疑はありませんでしょうか。

よろしいですか。

（質疑なし）

○議長（杉浦敏男君）

それでは、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第4号について討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（杉浦敏男君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決に入ります。

本案について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、日程第8、令和7年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等についてを議題といたします。

本件は、令和7年度において組合議員が議会閉会中において調査活動等を行うことができるよう決定を求めるものでございます。

お諮りいたします。

令和7年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等を行うことについて決定することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、令和7年度愛北広域事務組合議会議員による議会閉会中における調査活動等を行うことについては決定いたしました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たりまして、着座ではありますが、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、適切な議決をされ、閉会できますことを厚く御礼を申し上げます。

当局におかれましては、今回の定例会の内容を十分に尊重されまして、組合の運営に万全を期されますようご要望いたします。

まだまだ寒い日が続いております。皆様方には体調など壊されぬよう、くれぐれもご自愛をいただくとともに、ますますご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、管理者であります久保田岩倉市長にご挨拶をいただきます。

○管理者（久保田桂朗君）

本日は慎重にご審議の上、ご議決を賜り、誠にありがとうございました。

ただいま議長からお話でしたが、本定例会の内容を十分尊重し、組合の運営がより一層効果的となるよう、今後さらに検討を重ねてまいります。

各市町の3月議会も間近に迫る中であろうかと思えます。議員の皆様におかれましては、体調管理には十分お気をつけいただくようお願いを申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

○議長（杉浦敏男君）

ありがとうございました。

これをもって令和7年第1回愛北広域事務組合議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

（閉会 午後 3時26分）